



第4期 国分寺市地域福祉活動計画 (2022～2024)

お互いに支え合い 助け合う国分寺をめざして
～今 私たちに できること～



令和4年3月

社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会

表紙イラスト 菅原克雄

【はじめに】



国分寺市社会福祉協議会では、「第 3 期 国分寺市地域福祉活動計画」に基づき、基本理念である「お互いに支え合い、助け合う国分寺をめざして」を実現するため、多くの市民の皆様、自治会・町内会、福祉関係機関、福祉施設、ボランティア登録団体等にご参画いただき、地域福祉活動推進に取り

組んでまいりました。

このたびの「第 4 期 国分寺市地域福祉活動計画」の策定においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、予定していた計画策定委員会も延期を余儀なくされるなど、多くの制限の中で審議を重ねてまいりました。そうした中でも、委員の皆様とのグループワークや市民アンケート(個人・団体)を通じて、地域の現状・課題を共有し、「今 私たちに できること」への提言をいただきました。

本計画の推進には、引き続き社会福祉協議会が中心となり、市民の皆様との協働および国分寺市との連携を更に強固なものとし、本計画の基本理念の実現をめざします。

社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会
会 長 高 梶 健 一

【あいさつ】



第4期国分寺市地域福祉活動計画(2022-2024)が完成しました。今期の策定は、新型コロナウイルスの感染拡大と期間が重なったことに言及せざるを得ません。本計画は、2020年度から策定を開始していますが、その時期に新型コロナウイルス感染拡大に影響を受けて計画策定の進行や期間を変更せざるを得ない状況となりました。本計画でのキーワードの一つに位置付けられている「With/After コロナ時代の新たな生活様式を取り込む」は、新型コロナウイルスによって大きく変貌を遂げた私たちの生活やコミュニケーションのあり方をどのように地域のつながりづくりや支援体制づくりに活かしていく必要があるのかを考え取り組んでいくことを意識したものとなっています。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大は、この国分寺市においても生きづらさを抱えている住民の生活上の困難を改めて可視化し、また新しい生活課題を生起させています。現在、包括的支援体制及びその具現化としての重層的支援体制の構築が国の施策としても急務です。国分寺市においても改めてその体制を構築することの重要性が、この新型コロナウイルス感染拡大の状況下において共有化される結果となりました。どのような状況下でも生きづらさを抱える住民を支えることのできる体制を構築するためには、専門機関は勿論ですが、住民の皆様のお力添えは不可欠です。計画のキーワードになっている「複雑化・多様化した課題への解決力を強化する」「包括的・重層的な支援体制をつくる」はそのような体制を住民の皆様のお力添えを得て行政を含めた専門機関と一体的につくることを意図しています。

そしてどのように取り組みを進めても、住民の皆様にもそのような取り組みが認識され、またお力添えを得られなければ、十分ではありません。「情報収集・情報発信の工夫」のキーワードでは、住民に皆様に必要な情報が届くようにするための方法を計画の中でも位置付けています。

新型コロナウイルスの感染拡大という状況下の中での計画策定でしたが、今期計画の一番の特徴は、「住民」という立場からできること/必要なことに焦点を当てて、それを計画化したことです。厳しい状況の中でも労を惜しまず協力を頂いた委員の皆様、そして市民アンケートに協力頂いた皆様、そして何より事務局の皆様にお礼申し上げます。

今後、この計画が実行され、新型コロナや複雑化した地域生活課題に対応できる地域づくりに向けて国分寺市の皆様のご協力を心よりお願い申し上げます。

第4期 国分寺市地域福祉活動計画策定委員会

委員長 熊田 博喜

【もくじ】

第1章 『地域福祉活動計画とは？』	
1. 地域福祉活動計画の意義	5
2. 圏域の考え方	5
3. 地域福祉活動計画の期間・進行管理	6
第2章 『国分寺市における現状と課題』	
1. 国分寺市の人口の推移	7
2. 高齢者人口の推移	7
3. 障害のある人の人口の推計	8
4. 世帯数、自治会・町内会の推移	8
5. 新型コロナウイルス感染拡大の影響	9
6. 市民アンケートから見えた地域課題	10
7. 第3期国分寺市地域福祉活動計画の評価	14
8. 地域課題解決に必要な「キーワード」	16
第3章 『めざすまちの姿』	
1. 基本理念について	17
2. 国分寺が目指すのは、どんな「まち」？	18
3. 重点項目	19
第4章 『市民と共に歩む社協』	
1. 社会福祉協議会(社協)とは？	22
2. 国分寺市社会福祉協議会の組織体制	22
3. 計画の推進主体として、社協の取り組み	23
第5章 『策定委員からの一言』	
1. 策定委員からの一言	24
第6章 『資料』	
1. 国分寺市地域福祉活動計画策定委員会	26
2. 用語解説	29

第1章 『地域福祉活動計画とは？』

1. 地域福祉活動計画の意義

「地域福祉活動計画」とは、地域福祉を推進する社会福祉協議会(以下、「社協」)を中心として、市民の皆さまと共に策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。この計画は、行政が法律(「社会福祉法 第107条」)に基づき作成する「地域福祉計画」と緊密な連携を図り、住民主体の活動の行動指針として具体的な方策をまとめた計画です。

<市民と国分寺市、国分寺市社協との連携による地域福祉の一体的な推進>



2. 圏域の考え方

市民参画による地域福祉を推進するためには、より身近な地域で活動できることが大切です。しかし、多種多様な価値観や世代・年齢、活動内容などにより、その活動の範囲の捉え方は様々です。

本計画では、重層的な圏域をイメージすることにより、各圏域内で市民および関係機関等が連携を図るとともに、その圏域の枠を超えて、様々な地域課題の解決に向けた取り組みを検討します。

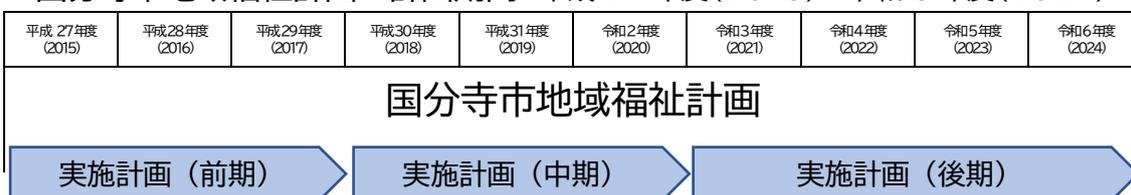
	圏域	主な活動の範囲
1	ご近所、自治会・町内会 [※] 圏域	地域課題の発見、共有、見守り声かけ、防犯・防災など
2	小学校区圏域(10 地区)	「ここねっと [※] 」などの小地域福祉活動の展開
3	包括区圏域(6 地区)	地域包括支援センター [※] や民生委員・児童委員(以下、「民生・児童委員」)協議会や関係団体・施設等と連携
4	市内全域	市全体として取り組む活動の検討

3. 地域福祉活動計画の期間・進行管理

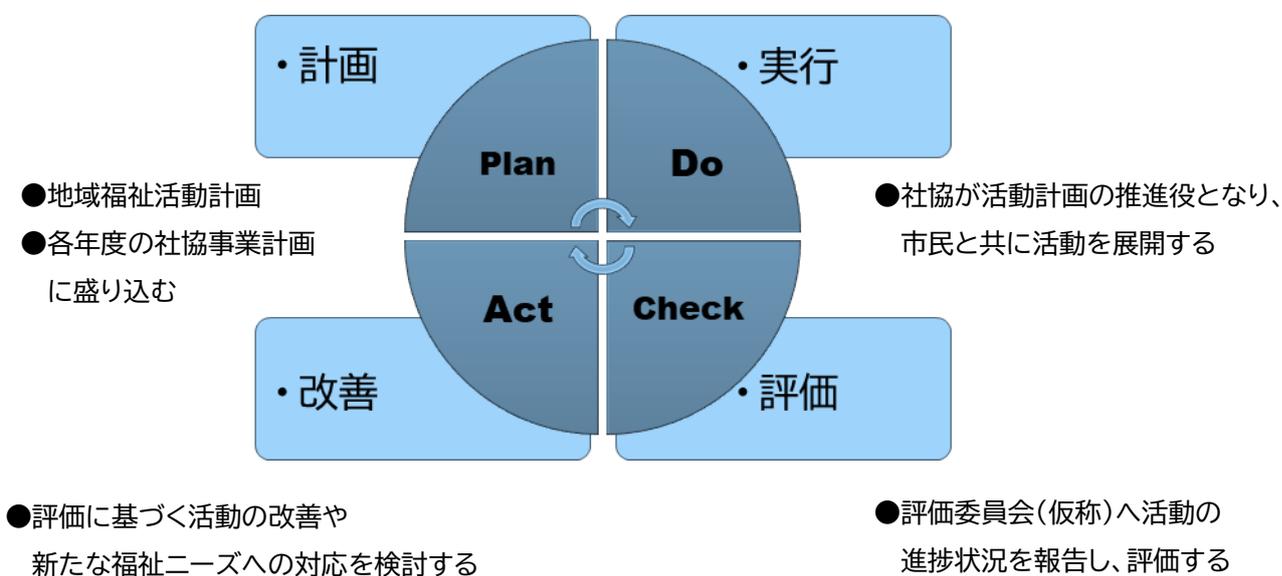
「国分寺市地域福祉活動計画」は、「国分寺市地域福祉計画」と緊密な連携を図って取り組みます。そのため、「国分寺市地域福祉計画」の実施期間と合わせ、令和6年度(2024)までの3年間の計画として策定するものとします。ただし、社会情勢の変化や大きな制度改正などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

また、地域福祉活動計画の進行管理については、計画の推進主体である社協が、「PDCA[※]サイクル」に基づく進行管理を行い、各年度事業計画に盛り込み、具体的な方策を市民と共に展開し、進捗状況の確認(内部評価)を行うとともに、毎年「評価委員会(仮称)」に報告し、進行管理と評価及び計画の見直しに向けた検討を行い、効果的な事業の推進を図ります。

<国分寺市地域福祉計画の計画期間 平成27年度(2015)～令和6年度(2024)>



<「PDCAサイクル」に基づく進行管理>

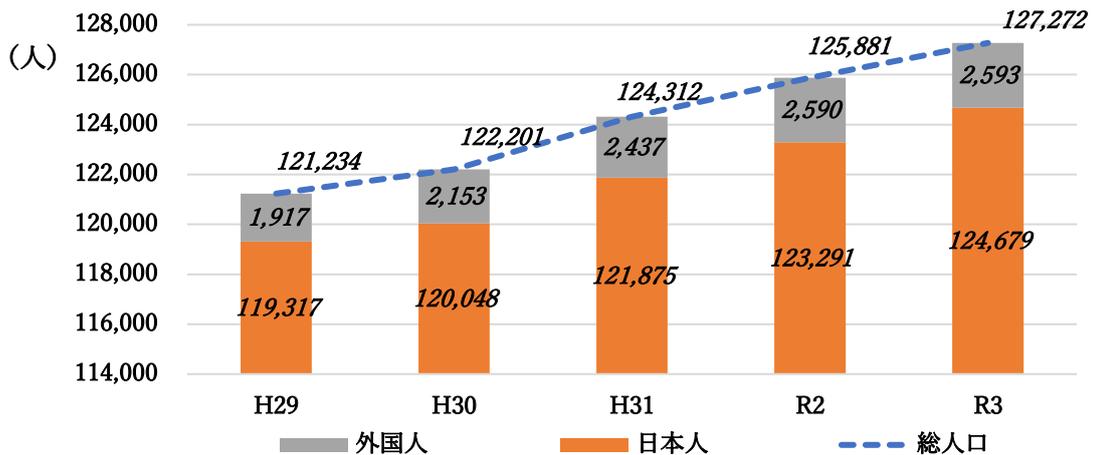


第2章 『国分寺市における現状と課題』

1. 国分寺市の人口の推移

国分寺市の総人口は、全体として増加傾向が続いている。

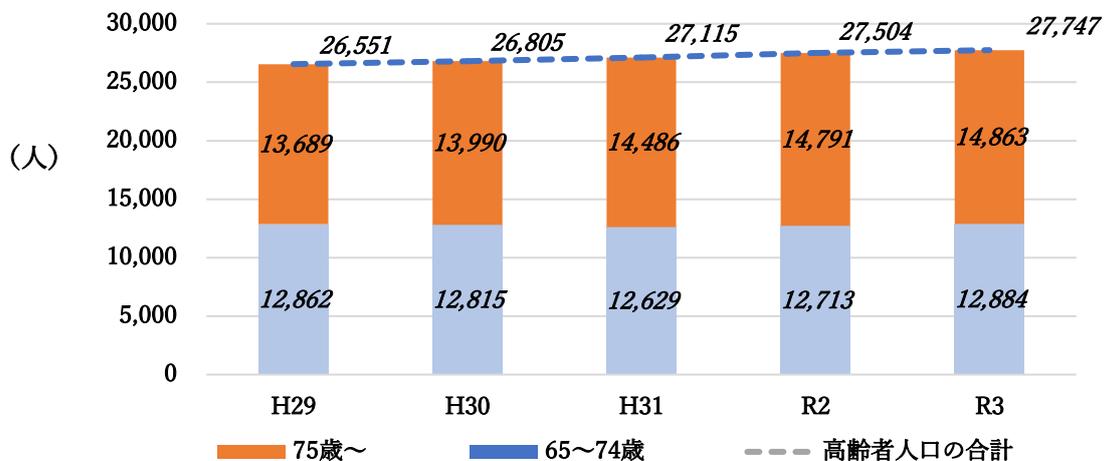
また、外国人の主な国籍(約 65 か国)としては、中国(約 46%)が最も多く、次いで韓国(約 14%)、ネパール(約 8%)などの割合となっている。



(資料)「住民基本台帳」各年4月1日現在

2. 高齢者人口の推移

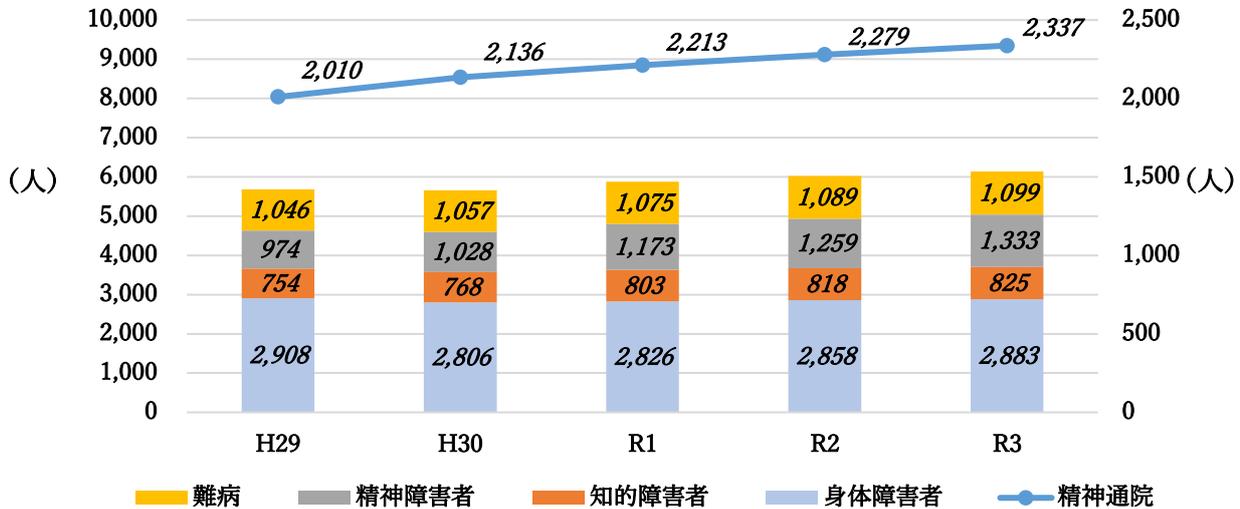
令和3年1月1日現在、65歳以上の高齢者人口は27,747人で、総人口126,862人に対する高齢化率は21.9%[※]。いずれの年も75歳以上の後期高齢者が、65～74歳の前期高齢者を上回り、後期高齢者が増加し続けている。



(資料)「年齢別人口調べ」各年4月1日現在 (R3のみ1月1日現在)

3. 障害のある人の人口の推計

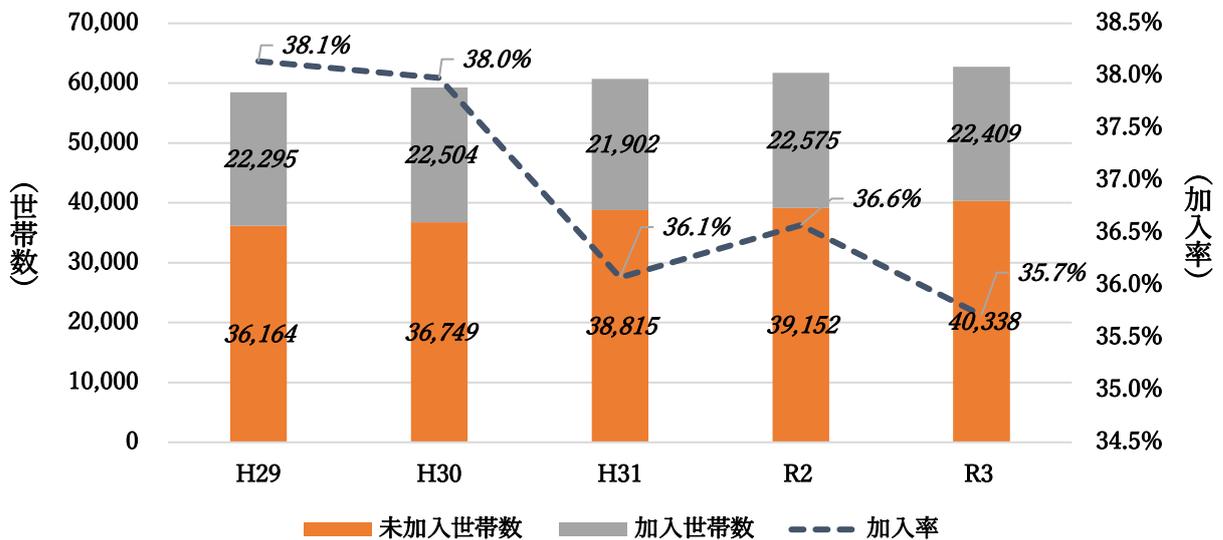
障害のある人(身体障害、知的障害、精神障害、難病)の人口は、増加傾向で推移し、特に精神障害及び精神通院医療受給者の伸びが大きくなっている。



(資料) 第4次国分寺市障害者計画・第4次国分寺市障害者計画実施計画・第6期国分寺市障害福祉計画・第2期国分寺市障害者福祉計画より一部抜粋(R2, 3は推計)

4. 世帯数、自治会・町内会の推移

自治会・町内会の加入世帯数はほぼ横ばいですが、総世帯数は令和3年4月1日現在、62,747世帯で増加傾向にあり、自治会・町内会への加入率は減少している。



	H29	H30	R1	R2	R3
総世帯数 (世帯)	58,459	59,253	60,717	61,727	62,747

(資料) 「住民基本台帳」各年4月1日現在。自治会加入数は、国分寺市協働コミュニティ課調べ。

5. 新型コロナウイルス[※]感染拡大の影響

① コロナ禍を通じて顕在化した地域課題

～交流機会の喪失、減少～

- ・ 長年にわたる生活の変化により、これまで自治会・町内会等が取り組んできた様々な地域活動や交流活動(お祭りなど)、ボランティア活動への参加機会が減少した。
- ・ 活動側のモチベーションが低下している。

～複合的な課題を持つ世帯の表面化～

- ・ これまで何とか生活ができていた世帯が収入面や精神面から不安定な状態となった。また、そうした世帯が抱えていた複合的な課題が顕在化した。
- ・ 外国籍の居住者に関して、不安定な就労状況による生活困窮や言葉の壁などの生活実態が明らかとなった。

～デジタル・デバイド(情報格差)～

- ・ インターネット等の情報通信技術を使える人と使えない人との差が顕著となっている。
- ・ 相談機関や相談先を知らない、相談することをためらう人なども多い。

② 社協が取り組む主な新型コロナウイルス感染拡大への施策

○ 生活福祉資金[※]特例貸付(緊急小口資金、総合支援資金)

新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業や失業で生活資金にお困りの方を対象とした特例貸付制度の実施(申請期間:令和 2 年 3 月 25 日～令和 4 年 6 月末まで)。

○ 住居確保給付金[※]

生活困窮者自立支援法に基づいた制度。離職又は自営業を廃業した方を対象に一定の要件を満たした方に家賃相当額を支給する制度。(令和 2 年 4 月 20 日より新型コロナウイルス感染拡大の影響による減収者も対象となった)。

○ 生活困窮者等への緊急的な食糧支援

フードドライブ事業の実施:家庭や企業で余った食品を呼びかけ、食糧の確保が困難な世帯を支援

○ 「おうちでできるボランティア」の実施

- * 手作りマスクを作ろう!
- * 国分寺市内のお店を応援するためのポスター作り
- * ウェス(使い捨てぞうきん)作り
- * 年賀状作り

○ 「コロナ禍の生活を応援します」事業

毎月 1 回、食料品の無料配布と暮らしの相談会を実施。(令和 2 年 12 月は無料配布のみ、令和 3 年 9 月～令和 4 年 3 月は無料配布と暮らしの相談会を実施)

6. 市民アンケートから見た地域課題

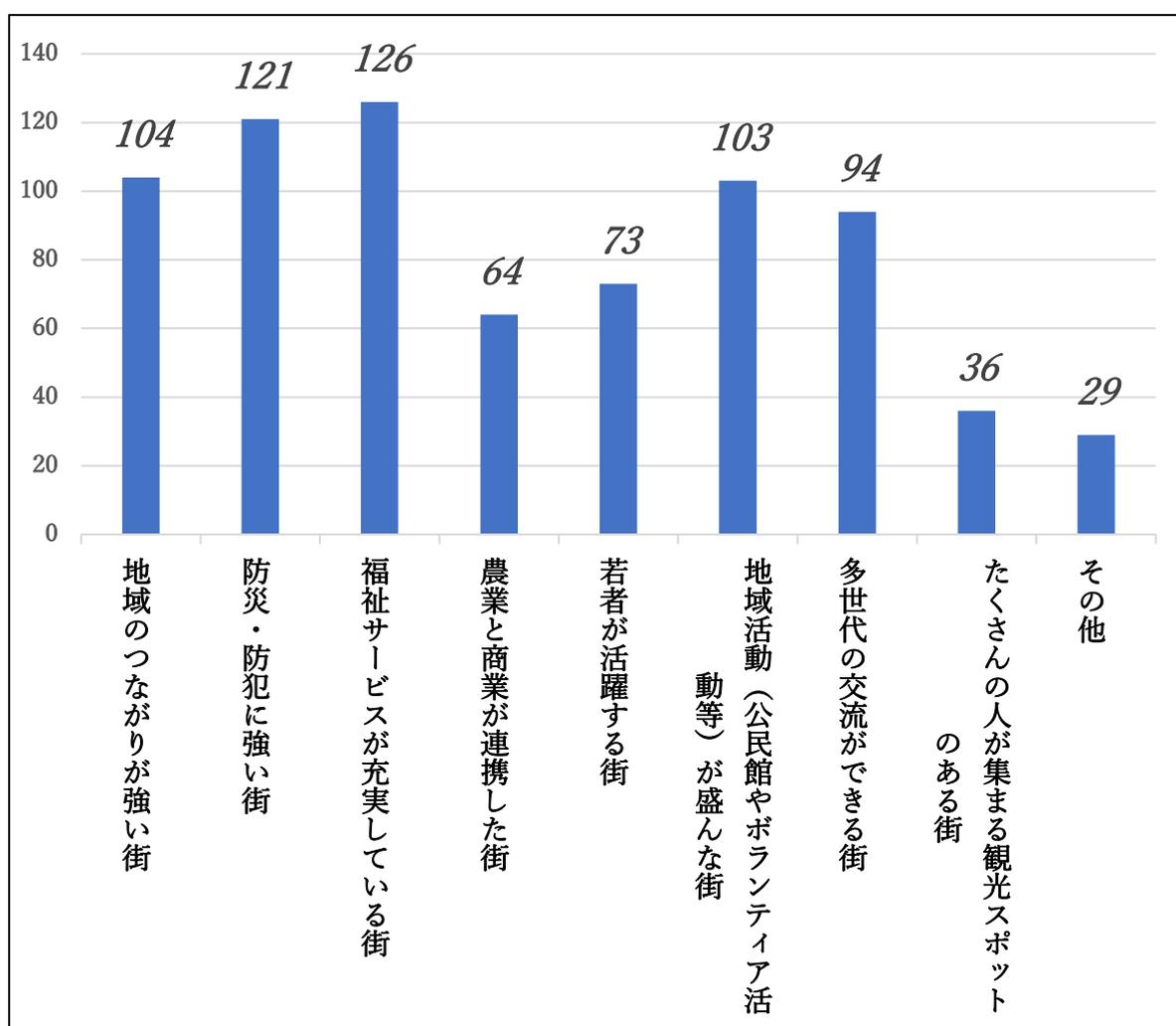
地域福祉活動に関する考え方や地域の現状等を把握し、第4期国分寺市地域福祉活動計画の策定の基礎資料とすることを目的にアンケートを実施した。

(アンケート概要)

- 調査方法:インターネット回答、メール、FAX、郵送、持参 他
- 調査期間:令和2年10月1日～令和3年3月31日
- 回答件数:個人(181件)、施設・登録団体他(29件)

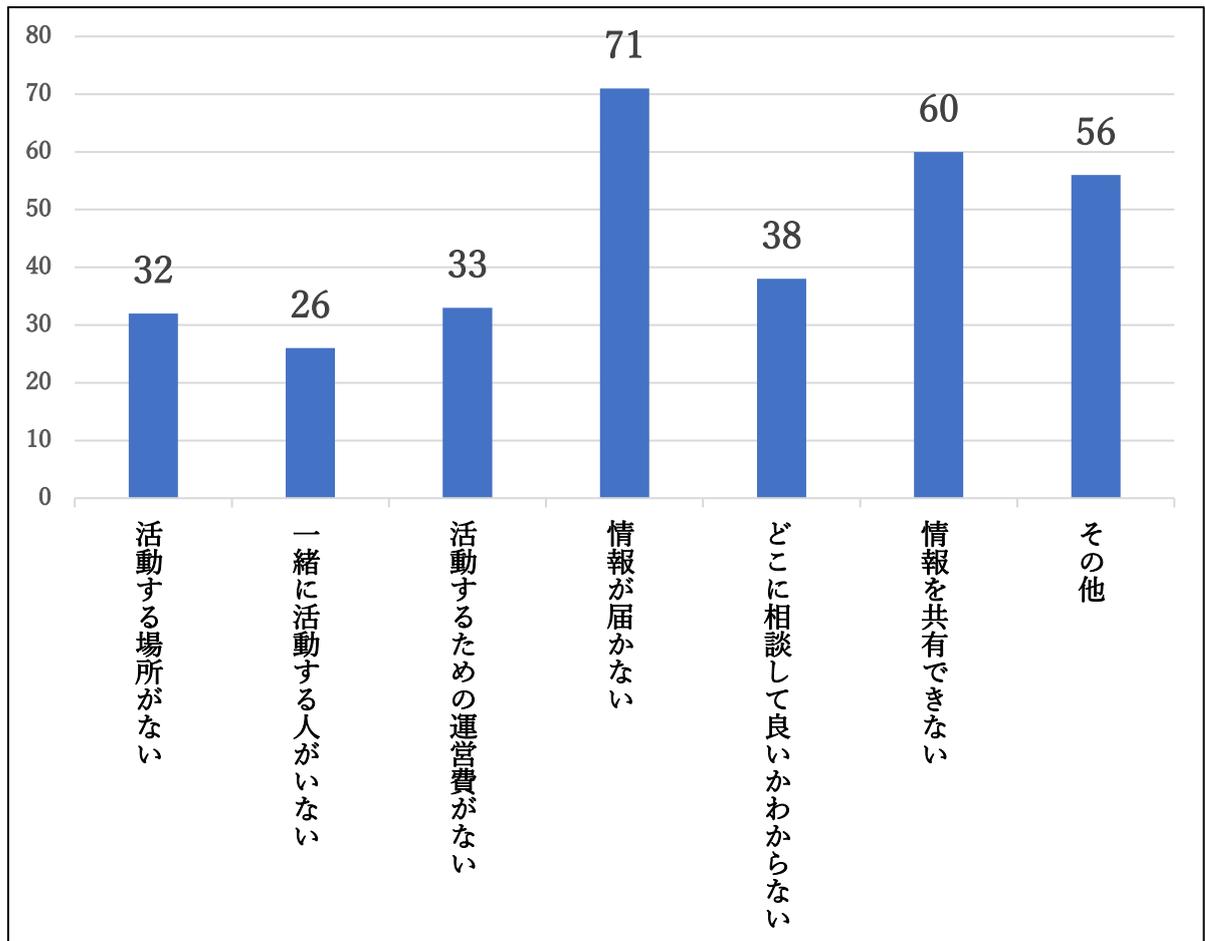
(調査の結果 個人)

(1)あなたは、国分寺市がどんな街であつたら良いと思いますか？(複数回答可)



「福祉サービスが充実している街」が(126件)と多く、次いで「防災・防犯に強い街」が(121件)、「地域のつながりが強い街」が(104件)、「地域活動(公民館やボランティア活動等)が盛んな街」が(103件)と続いている。

(2)あなたが、国分寺市の中で「課題」と思っていることは何ですか？(複数回答可)



「情報」に関する件数が、全体の約 53%(169 件)ともっとも多く、「運営費(資金)」と「場所」が、約 10%(33 件)と続いている。

(3)その課題に対する原因は何だと思えますか？

(主な意見)

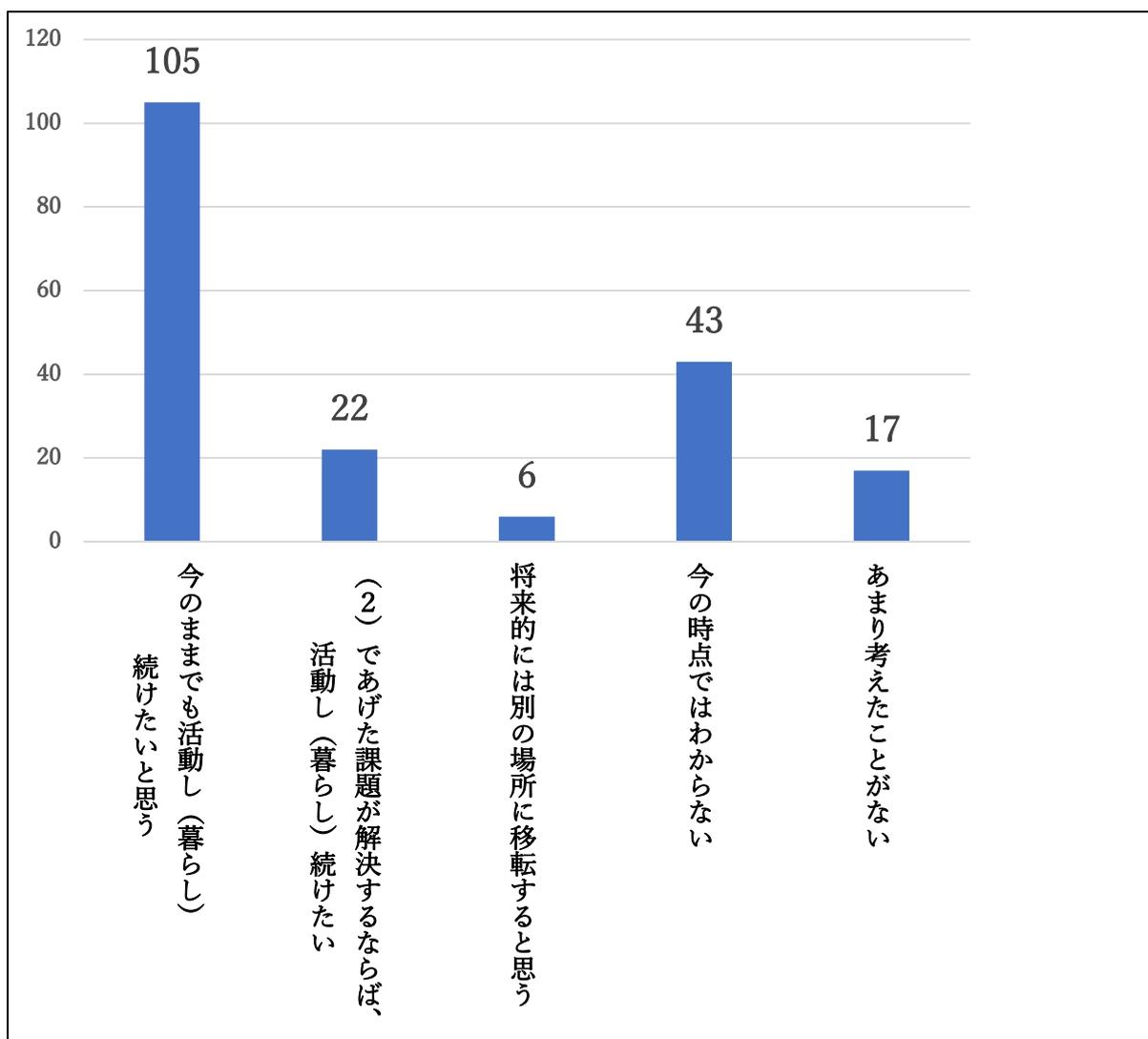
- ◇ 活動の場(場所)が少ない
- ◇ 情報が行き届いていない
- ◇ 交流の場(機会)が少ない
- ◇ 地域社会のつながりや、地域に対する関心が希薄になってきた

(4)課題を解決するためには何が必要と思えますか？

(主な意見)

- ◇ しっかりとした仕組みづくり
- ◇ 地域のコミュニティの場をつくること
- ◇ 地域の人との交流の機会をつくっていく
- ◇ できることを少しずつ
- ◇ SNS[※]を活用する

(5)あなたは、国分寺市で活動し(暮らし)続けたいと思いますか？



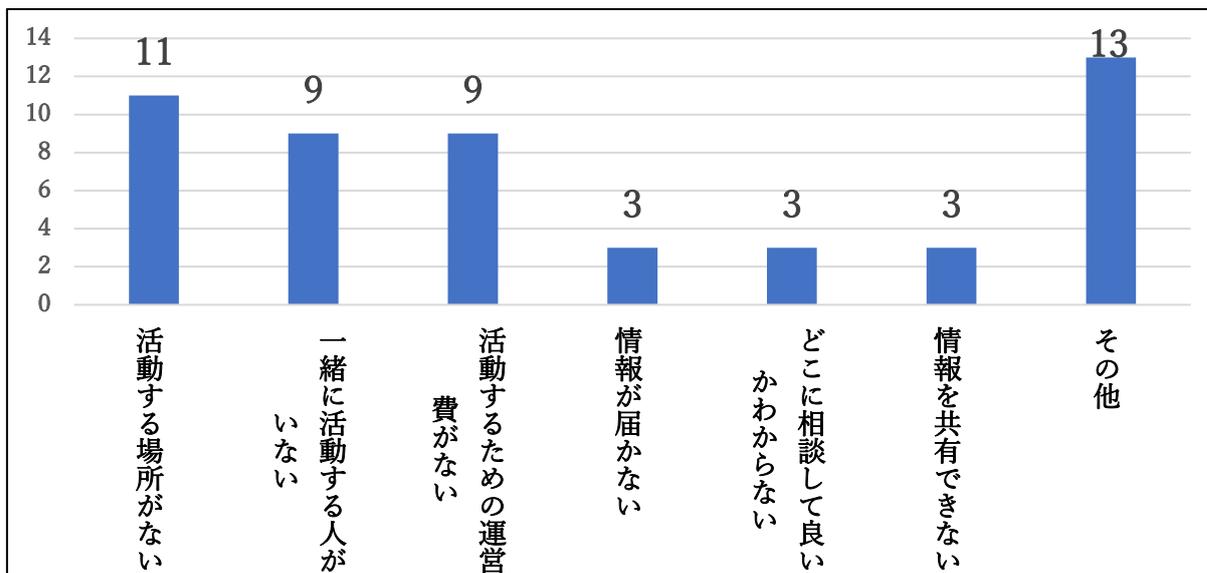
(6)新型コロナウイルス感染拡大の影響において、改めて感じたことは？

(主なご意見)

- ◇ 地域のイベントが減り寂しい
- ◇ 人と人との繋がりはとても大切と感じた
- ◇ より一層住みよい地域づくりを意識するようになった
- ◇ 地域が協力する事が大切だと思った

(調査の結果 施設・登録団体)

(1)貴団体として、国分寺市の中で「課題」と思っていることは何ですか？(複数回答可)



(2)その課題に対する原因は何だと思えますか？

(主なご意見)

- ◇ 連携ができていない
- ◇ 人手不足、会員の高齢化

(3)課題を解決するためには何が必要と思えますか？

(主なご意見)

- ◇ 広報の一元化
- ◇ 全体を取りまとめたり、調整する役割

(4)新型コロナウイルス感染拡大の影響において、改めて感じたことは？

(主なご意見)

- ◇ 人とのつながりの大切さを痛感しました
- ◇ コロナをきっかけに変わる必要を感じる場面もあった

(調査の結果 共通「社協」に期待すること)

(主なご意見)

- ◇ 社協がどんな活動をしているのか、よく理解できていません
- ◇ もっと簡単でわかりやすい情報を提供してほしい
- ◇ 新たな地域共生社会[※]に向けての提言[※]があまりないように思います
- ◇ 市内の福祉の中心となって活動をしていていただきたい
- ◇ 地域福祉コーディネーター[※]の活躍を期待しています
- ◇ ボランティアや福祉活動をする方と必要とする方を繋ぐ要として今後のきめ細やかな活動を期待しています

7. 第3期国分寺市地域福祉活動計画の評価

「第3期国分寺市地域福祉活動計画」では、3つの重点項目を定め、「地域」「行政」「社協」のそれぞれの立場からの視点で構成され、「できること」を定めた計画。

計画の期間は、平成25年度(2013)～平成29年度(2017)として策定された。平成30年度(2018)～令和3年度(2021)については、活動計画の推進役となる社会福祉協議会が当該年度「事業計画」をもって、計画の推進を図ってきた。

(重点項目1「お互いに顔が見える地域をつくる」)

「ここねっとの推進」

進行状況(達成もしくは一部達成)	残された課題(または新たな課題)
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地区担当制を一部導入(社協) ◇ 地域福祉コーディネーターを導入し、東西に各1名を配置(行政→社協) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 「ここねっと」が浸透していない ◇ 「地域支え合い活動」の活動人員の減少 ◇ コロナ禍における「地域のつながり」の検討 ◇ 地域福祉コーディネーターの体制整備および強化 ◇ アウトリーチ支援[※]

「居場所づくり」

進行状況(達成もしくは一部達成)	残された課題(または新たな課題)
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 令和元年度(2019)から本町・南町八幡神社で月1回の異世代交流会を開催(地域) ◇ 日吉町地区の民生・児童委員や地域の方との話し合いの場を設け、情報交換を通じて新たな居場所づくりの検討を開始(地域・行政・社協) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 「いきいきふれあいサロン」の登録数の減少[※] ◇ 「空き家」「空き部屋」の活用が進んでいない[※] ◇ 地域活動の拠点確保および持続可能な財源の確保

「地域のネットワークづくり」

進行状況(達成もしくは一部達成)	残された課題(または新たな課題)
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 「国分寺市内社会福祉法人連絡会」を組織化。「福祉のおしごと面接相談会」を開催(地域・行政・社協) ◇ 地域懇談会の開催(地域・社協) ◇ 国分寺市地域福祉推進協議会の開催(地域・行政・社協) ◇ ボランティア・市民活動団体が増加(地域・社協) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 自治会・町内会の加入率の減少 ◇ 地域課題と公益事業との連動 ◇ 多職種との連携 ◇ 後継者、担い手が不足

「誰もが参加しやすい環境づくり」

進行状況(達成もしくは一部達成)	残された課題(または新たな課題)
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 中学生を主体とし多くの市民が参画した「国分寺の未来を考えるシンポジウム」を開催(地域・社協) ◇ 市民後見人[※]の養成・育成(行政→社協) ◇ 市内企業の積極的な社会貢献活動の実施(地域) ◇ 福祉学習会の実施(社協) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市民や企業や団体が参画しやすい環境の整備 ◇ 市民後見人の育成および活躍支援 ◇ 顕在化した「8050問題」[※]「ひきこもり」などの地域課題への対応

「災害に備えて」

進行状況(達成もしくは一部達成)	残された課題(または新たな課題)
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 国分寺青年会議所との防災協定(地域・社協) ◇ 中学生が「防災冊子」を作成し、自治会・町内会と連携(地域) ◇ 国分寺市地域防災計画の改定(行政) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 日常的な災害(台風や大雨などの風水害等)への対応 ◇ コロナ禍における災害対応

(重点項目2 「地域を知る(分かる)仕組みをつくる」)

「情報を集める」

進行状況(達成もしくは一部達成)	残された課題(または新たな課題)
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市内各所で交流のイベントなどが積極的に実施された(地域) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ コロナ禍で地域のイベントの多くが中止もしくは延期となった

「情報を届ける」

進行状況(達成もしくは一部達成)	残された課題(または新たな課題)
<ul style="list-style-type: none"> ◇ Twitter や Facebook で情報発信を開始(地域・社協) ◇ 自治会・町内会の回覧板の刷新(地域) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 様々な情報媒体が活用され、必要な人に届く仕組みはあっても、使える人と使えない人との間で情報格差が生じた

「情報を共有する」

進行状況(達成もしくは一部達成)	残された課題(または新たな課題)
◇ 地域の福祉情報を届ける「ふくし」の紙面やホームページを刷新し、アンケート等を通じて市民の声を取り入れた(社協)	◇ 様々な情報媒体が活用され、必要な人に届く仕組みはあっても、使える人と使えない人との間で情報格差が生じた

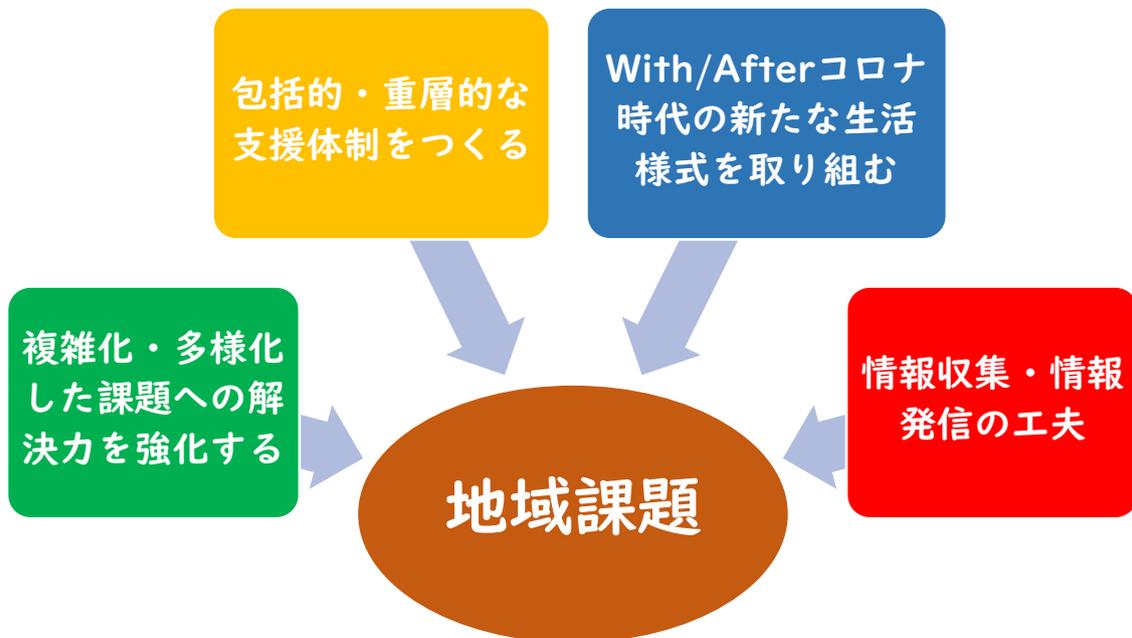
(重点項目3 「計画の進行状況を評価する体制をつくる」)

「活動計画の評価」

進行状況(達成もしくは一部達成)	残された課題(または新たな課題)
◇ 評価委員会は開催せず、社協理事会において進捗状況の評価(地域・社協)	◇ 活動計画の進行管理 ◇ 評価体制の構築

8. 地域課題解決に必要な「キーワード」

「第3期国分寺市地域福祉活動計画」の実施状況の評価や市民アンケート等から見えた地域課題解決の方向性(キーワード)として以下の4点を導き出しました。



第3章 『めざすまちの姿』

1. 基本理念について

これまでは、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場など、生活の様々な場面において、「支え合いの機能」が存在しました。

しかし、近年、高齢化や人口減少が進み、その「支え合いの機能」が弱まってきています。こうした中、市民一人ひとりが生活の中での様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いに尊重し、配慮し合い、存在を認め合い、そして支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

また、生活圏域における課題は、様々な要因が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えたり、対応が困難なケースが見受けられ、複合的な支援の必要性が高くなっています。

国分寺市では、多くの市民の参画によって、平成19年3月に策定した「第2期国分寺市地域福祉活動計画 ～ここねっとプラン～」において、地域の特性に合わせたコミュニティづくりの推進として「ここねっと」を展開してきました。

さらに、「第3期 国分寺市地域福祉活動計画(平成 25 年 3 月)」では、「住民」「行政」「社協」がそれぞれの立場からの視点で計画策定に取り組み、『お互いに支え合い、助け合う国分寺をめざして』を基本理念とし、お互いに顔が見える地域づくりを推進していこうとしたものです。

「第4期国分寺市地域福祉活動計画」では、引き続き「**お互いに支え合い 助け合う国分寺をめざして**」を基本理念とし、近年の社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざします。

そして、「**今 私たちに できること**」の具体化を進めてまいります。



2. 国分寺がめざすのは、どんな「まち」？

国分寺が「めざすまちの姿」を次の4つと定め、基本理念の実現を目指します。

→ ()内はイメージ



お互いにつながり合うまち

(誰もが生活しやすい・人が集まる・やさしい)



お互いに支え合うまち

(人にやさしい・交流の機会が多い)



誰もが活躍できるまち

(活気があふれる・生きがいを感じられる)



誰もが安心・安全を感じられるまち

(安心、安全・環境、施設が充実)

3. 重点項目

国分寺が「めざすまち」の視点を踏まえ、大きく3つの重点項目を設けました。

① 住民主体の街づくりの推進 ② 包括的・重層的な支援体制の確立 ③ 様々な手法による情報発信・収集の確立

本計画では、今後の取り組みや事業の方向性を定めて、計画の推進主体である社協が地域の皆さまや国分寺市、福祉関係者等と連携・協働して、基本理念の実現をめざします。

① 住民主体の街づくりの推進

(地域福祉コーディネーターの推進)

- 地域福祉コーディネーターが中心となり、地域の課題や問題の発見、住民や様々な関係機関と連携し、その解決に向けて包括的・重層的に取り組む

今後の取り組みや事業の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域福祉コーディネーターの配置を順次増やす <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度までに人員体制を強化する ◇ 「重層的支援体制整備事業」[※]の実施。市民の利便性を考え、市役所内に福祉の総合相談窓口の設置を目指す <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度までに体制を整備する ◇ 地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーター、各相談支援機関が民生・児童委員や自治会・町内会等と連携し、積極的なアウトリーチ支援を行う <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民懇談会を包括区圏域(6地区)や小学校区圏域(10地区)で開催する
----------------	---

(あらゆる災害に対応するまち)

- 地震などによる自然災害の他、日常的に起こる台風や大雨等による被害に適應する「災害ボランティアセンター」[※]の運営を目指す
- 日常的に顔の見える関係づくりを活かして、災害に備える

今後の取り組みや事業の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ボランティア活動センターで、災害時におけるボランティアの事前登録制度を導入する <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地支援を経験した市民等の情報を把握し、災害対応への人材育成を行う ・ 市内中学校・高校・大学との連携をすすめる ・ ボランティア活動センターを中心に、関係機関や登録した運営スタッフなどと共に、災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施する ◇ 災害ボランティアセンター設置運営マニュアルを改定する(随時更新を行う)
----------------	---

(地域での活動を支援する)

- 多種多様な活動主体が相互につながり、また、「支え手」「担い手」の関係を越えた地域の「支え合い」「助け合い」の仕組みづくりを目指す

今後の取り組みや事業の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域を支える未来の福祉人材の育成を図る <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動センターを中心に、小・中学生や高校生・大学生への福祉体験プログラムを通じて地域や福祉への関心を持つきっかけづくりを進める ◇ 地域活動に取り組む自治会・町内会など地域のコミュニティの支援および育成、助成事業の充実を図る ◇ 社会参加、社会貢献を推進する <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護センターで、市民後見人の養成から活躍支援を一貫して行う ・ 社員が地域に関わる行事やイベント等に積極的に参加するよう企業へ働きかける ・ フードバンクやフードドライブ[※]を推進する
----------------	---

② 包括的、重層的な支援体制の確立

(多様な地域課題に対する支援の充実)

- 地域福祉コーディネーターを中心とした地域課題の把握や地域課題の新たな解決手段を様々な機関と連携する(重層的支援体制の整備)

今後の取り組みや事業の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーター、各相談支援機関が民生・児童委員や自治会・町内会等と連携し、積極的なアウトリーチ支援を行う(再掲) ◇ 生活困窮者等への支援の強化、充実を図る ◇ 高齢や障害等により、判断能力等に不安を抱える方が安心して暮らせるための支援を充実させる <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の利用促進(中核機関・協議会の設置、運営)、親族後見人への支援、市民後見人の育成及び活躍支援、法人後見活動の拡充、地域福祉権利擁護事業[※]の推進 ◇ 「重層的支援体制整備事業」の実施。市民の利便性を考え、市役所内に福祉の総合相談窓口の設置を目指す(再掲)
----------------	--

③ 様々な手法による情報収集・発信の確立

- 誰にでも、必要な情報が届く仕組みを検討する
- 悩みや困りごとを抱えている人が周囲に相談したり、助けを求められなくても、周囲が必要な情報を提供したり、社会資源につなげる

今後の取り組みや事業の方向性	<ul style="list-style-type: none">◇ 住民一人ひとりが、自分らしく地域に関わり、できることから始める(情報収集及び情報発信) 例えば・・・<ul style="list-style-type: none">○ 自治会・町内会の掲示板を見る○ 自治会・町内会や地域のイベントに参加する○ より身近な、日常の中でのつながりや交流を始める○ 新たな地域コミュニティを創る○ 「地域支え合い活動」に参加する◇ 年代や世帯状況等、ターゲットを絞り情報発信をする 例えば・・・<ul style="list-style-type: none">○ 若い世代への情報発信として、Twitter や TikTok、Instagram、Facebook 等の SNS を積極的に活用した情報発信をする○ インターネット等を利用しない、利用できない人をサポートする体制づくり(個人や企業の社会貢献による)◇ 行政や地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社協などのウェブサイトが相互にリンクさせる◇ 市報や社協ふくしなどの広報紙やホームページを誰にでも見やすくなるように工夫する◇ 様々な社会参加、社会貢献活動を取り上げ、広く市民に周知し、参加意欲を高める<ul style="list-style-type: none">・ ボランティア活動センターを中心に地域活動の情報収集や情報発信について、SNS 等を積極的に活用する
----------------	---

第 4 章 『市民と共に歩む社協』

1. 社会福祉協議会(社協)とは？

社協は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和 26 年に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき、設置されました。

社協は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆さまのほか、民生・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした、さまざまな活動をおこなっています。

国分寺市社会福祉協議会は、昭和 41 年に発足し、昭和 43 年に社会福祉法人を取得しました。以来、国分寺市の地域特性に応じたさまざまな地域福祉活動を展開しています。

2. 国分寺市社会福祉協議会の組織体制(令和 3 年 10 月 1 日現在)

- ◇所在地 国分寺市戸倉 4-14 国分寺市立福祉センター 1 階
- ◇連絡先 ☎ 042-324-8311(代表) FAX 042-324-8722
- ◇開館日 月曜日～金曜日(土・日・祝日・年末年始は閉館)
- ◇開館時間 午前 9 時～午後 5 時

(役員及び評議員等)

理事	監事	評議員	協力員	相談役	顧問
15 名	2 名	16 名	115 名	3 名	2 名

(職員配置状況)

	総務係		地域福祉係		ボランティア活動センター	
	総務	ファミリーサポートセンター	自立生活サポートセンター	権利擁護センター	ボランティア	まちづくり
事務局長	1 名	—	—	—	—	—
事務局次長	1 名	—	—	—	—	—
正規職員	2 名	—	3 名	1 名	2 名	3 名
嘱託職員	1 名	4 名	5 名	4 名	3 名	1 名
臨時職員	1 名	1 名	2 名	1 名	1 名	—
小計	6 名	5 名	10 名	6 名	4 名	4 名

合計:35 名

3. 計画の推進主体として、社協の取り組み

「第4期 国分寺市地域福祉活動計画」の推進にあたり、社協役職員一同が地域の様々な生活課題を把握、共有し、市民の皆さまと共に解決に向けて積極的に取り組む。

そのためには、市民の皆さまに寄り添い、制度の活用や制度にとらわれない多面的な支援など、社協の特性や強みを最大限に活かし、市民の皆さまと実践を積み重ねながら活動計画の推進を図る。

また、活動計画の推進を社協の年度ごとの事業計画に反映させ、社協が取り組む様々な事業を包括的かつ重層的に実践することで、「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでいく。

今後の取り組み

- **地域課題の解決力の強化**
 - ◇ 地域福祉コーディネーターおよび生活支援コーディネーターによる地域や個人に向けたアウトリーチの推進
 - ◇ 住民相互の支え合い機能を高めるための「ここねっと」の推進
 - ◇ 多様な担い手の育成
- **多様化する福祉課題への対応**
 - ◇ 生活困窮者への支援体制強化
 - ◇ フードバンク・フードドライブ事業の推進
 - ◇ ボランティア活動センターの機能充実・強化
 - ◇ 成年後見制度の利用促進と権利擁護機能の充実および強化
 - ◇ 様々な災害に備えた地域づくりの推進
 - ◇ 法人内の機能を活かし、包括的・横断的なコーディネートの実施
- **持続可能な組織体制の整備**
 - ◇ 財源確保の検討および事業の見直し
 - ◇ 持続可能な組織の運営体制の確立
 - ◇ 福祉人材の育成
- **「第4期国分寺市地域福祉活動計画」の推進**
 - ◇ 計画の進行管理、評価委員会の設置



第5章 『策定委員からの一言』

1. 策定委員からの一言

本多 勇 副委員長

2020年5月に始まった策定委員会は2021年度末(2022年3月)までの約2年間で、第4期地域福祉活動計画をまとめました。残念なことに「コロナ禍」と同じ時期に重なったため、対面での会議の機会が必然的に少なくなりました。社協の皆さんのご尽力により、書面のやり取りやオンラインでの会議のなかで、国分寺で「つながりあう」「支えあう」「活躍できる」「安心安全に暮らす」ための「計画」が出来上がりました。これからの国分寺がより暮らしやすくなるために、専門職や支援機関、市民、市内で働く人が、ともにつながりあい、声を掛け合い、協力していきましょう。

高橋 紘之 委員

本計画策定も新型コロナウイルスの影響を受け、書面での開催等も含め協議し、完成となりました。コロナ禍で顕在化した新たな地域生活課題や複雑化・多様化した地域課題に対し、さまざまな個人や団体・組織が連携して、包括的・重層的に取組みが展開されていくことがより一層求められているのだと、計画策定に携わりながら思いを新たにしました。「お互いに支え合い 助け合うまち 国分寺」に向けて、ともに歩んでまいりましょう。

山本 俊治 委員

少子高齢化が急速に進む中、地域における子育て支援と高齢者、障害者等社会的弱者への支援は、喫緊の課題となっている。地域の福祉活動計画の成否は、地域における情報の発信、周知、共有のインフラがいかに実効性あるものになっているかにかかっており、日々の福祉活動を通じて、市民の自助、共助を促進するための情報の集約と共有の仕組みづくりが急がれる。

石坂 藍 委員

策定委員会は、コロナ禍で思うように開催できないこともありましたが、地域住民や専門職みんなで、国分寺のどんなところが好きか、どんな街にしていきたいのか話し合い、計画に反映させることができたと思います。長く続くコロナ禍で、暗い面だけが目立ちますが、人と人とのつながりがどれだけ大切か改めて理解できた面もありました。これをきっかけに、地域や他機関との連携を更に強めていき、目指す国分寺に近づけていきたいと思います。



足立 剛 委員

「お互いに支え合い 助け合う国分寺」、素晴らしスローガンです。ただ、支え合う・助け合うことには、負担が伴うこともあります。日頃から支え合い・助け合うことができる余裕があるのか、どの程度の力を注げるのか、それは住民それぞれ違いがあると思います。コロナ禍ではありますが、人々の活動は広域化しており、国分寺市民といっても、いろいろな環境の方がおられるはずで、他方では、人の体は一つです。生活に支障が生じる状態となれば、居住地域での支援が必要になります。住民間において、それぞれの環境や考え方を尊重し合い、いざというときにはスローガンどおりの福祉が実現される街づくりに、社会福祉協議会としても、力を注いでいただければと思います。

石川 眞澄 委員

これまで当たり前だった「会う・集まる・つながる」が突然制限されてしまいました。その戸惑いの中、新たな人のつながり方を工夫し、新しいコミュニケーションの取り組みがあちらこちらで進んでいます。このような時だからこそ、より一層支え合い、助け合うことが大切だと感じます。第4期国分寺市地域福祉活動計画により、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりが推進されますよう、私も微力ながらお手伝いさせていただきたいと思います。

大山 純子 委員

地域福祉活動計画に関わらせていただく中で、市が行政として行う地域福祉と市民が主体となって地域に関わる重要性を学びました。また、市内での様々な方々の熱心な活動を知り、大変有意義に感じています。予想もしなかったコロナ禍で、私たち高齢者福祉に携わる事業者も、これまでの価値観に捉われない対応を余儀なくされています。また、災害時への備え、地域貢献も期待されています。市内で新しい住宅が続々と増加する中、地域のつながり、支え合いに一市民としてお役に立ちたいと思っています。

野口 誠一 委員

高齢で一人暮らしの方が増加しています。突然倒れたら、その方の家族等への連絡先が分からない、万が一のためにお隣等へ連絡先を知らせておける隣り近所の関係が欲しいですね。「お互いにつながりあうまち」の第1歩となると思います

杉田 直木 委員

皆さん、いつもご苦勞様です。地域のつながり方が近年課題になっていると思います。もっと突っ込んだ議論をし、より実行と若い世代が関わりたくなる憧れの地域となっていかなくてはいけないと思います。社協のあり方を含めて、もっと話をしていきたいです。



第 6 章 『資料』

1. 国分寺市地域福祉活動計画策定委員会

<第 4 期国分寺市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱>

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)は、第 4 期 国分寺市地域福祉活動計画(以下「計画」という。)の策定に関する調査及び審議を行うため、「第 4 期 国分寺市地域福祉活動計画策定委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、計画の策定について必要な事項について調査及び審議し、その結果を本会会長(以下「会長」という。)に報告する。

(組織)

第3条 この委員会は、下記の委員で構成し、会長がこれを委嘱する。

- | | |
|--------------|-----|
| (1)学識経験者 | 1 名 |
| (2)福祉関係者 | 7 名 |
| (3)市民、ボランティア | 4 名 |
| (4)行政関係 | 1 名 |
| (5)社協関係 | 2 名 |

(任期)

第4条 委員の任期は、第 2 条に規定する報告をもって終了する。

2 委員が欠けたときは、後任の委員を補充することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長 1 名及び副委員長 1 名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、運営上必要があると認められるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、国分寺市社会福祉協議会総務係において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月19日から施行し、第2条に定める報告の日をもって廃止する。

<第4期国分寺市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿> 令和2年3月19日現在

No.	氏名	所属	選出区分	備考
1	熊田 博喜	武蔵野大学	学識経験者	◎
2	石川 眞澄	国分寺市民生委員・児童委員協議会	福祉関係者	
3	銀川 紀子	障害者基幹相談支援センター		
4	石坂 藍	地域包括支援センター		
5	山本 俊治	市民後見人		
6	藤原 和彦	登録型生活支援員		
7	大山 純子	ボランティア活動センターこくぶんじ運営委員会		
8	足立 剛	権利擁護センターこくぶんじ運営委員会		
9	坂田 雄一	自治会・町内会		市民・ボランティア
10	野口 誠一	国分寺市老人クラブ連合会		
11	本多 勇	国分寺社会福祉士会	○	
12	杉田 直木	ボランティア		
13	渡部 納	国分寺市健康部 地域共生推進課 地域づくり担当	行政関係	
14	高橋 紘之	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会	社協関係	
15	織戸小百合	社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会		

※敬称略。◎は委員長、○は副委員長

<委員会における審議経過>

	開催日	検討内容
第1回	令和2年8月28日(金) 19:00~20:30 @リオンホール	○ 第4期国分寺市地域福祉活動計画策定の進め方について ○ 「地域福祉活動計画」について(講義)
第2回	令和2年12月11日(金) 19:00~20:30 @国分寺労政会館	○ アンケート中間報告 ○ 地域課題の整理(グループワーク)
第3回	令和3年8月27日(金) 19:00~20:30 @書面開催	○ 第4期国分寺市地域福祉活動計画構成等(案)について
第4回	令和4年2月24日(木) 19:00~20:30 @リモート開催	○ 第4期国分寺市地域福祉活動計画(最終案)について

本委員会は、当初令和2年度に活動計画の策定に着手し、令和3年度末に完成を予定していた。しかし、新型コロナウイルス感染拡大を受け、度重なる「緊急事態宣言」や「まん延防止措置」等により、様々な制約の中、対面での会議が困難な時期もあり、書面による開催や意見交換、また、リモート会議等で検討を重ねてきた。結果として、予定された策定期間を1年間延期せざるを得ず、令和4年3月の完成となった。

<委員会の会議風景>



2. 用語解説（本編中の初出箇所に「※」を付しています。）

あ行

アウトリーチ支援

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス。

空き家

建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの。

いきいきふれあいサロン

高齢者や障害者、子育て家庭などが地域で孤立することを予防するために、住民が主体となって交流やふれあいの場などの活動をする小グループ。

SNS(エスエヌエス)

ソーシャル・ネットワーク・サービスの略。代表的なものに、Twitter、Facebook、Instagram、TikTok等。

か行

高齢化率

65歳以上人口が総人口に占める割合。

ここねっと

「第2期国分寺市地域福祉活動計画（平成19年3月）」で提唱された福祉コミュニティづくりの総称。「こくぶんじ コミュニティ ネットワーク」の略称。

さ行

災害ボランティアセンター

災害時に設置される被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。国分寺市では、市との協定により社協が運営する。

自治会・町内会

地方自治法第260条の2第1項（地縁による団体）により、町又は字の区域その他区市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体。

市民後見人

区市町村等が実施する養成研修を受講して成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方。

社会福祉協議会

地域にある様々な福祉の問題を地域全体の課題として捉え、その解決に向けて地域福祉事業に取り組んでいる、社会福祉法に定められている民間団体。

社会福祉法

社会福祉について規定している日本の法律。所管官庁は、厚生労働省。制定時の法律の題名は社会福祉事業法（平成12年に改正）。

住居確保給付金

生活困窮者自立支援法に基づき、離職、自営業の廃業、またはこれらと同等の状況に陥ったことにより、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象に、家賃相当額（上限あり）を支給する制度。

重層的支援体制整備事業

区市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

新型コロナウイルス

2019年に発生し、全世界に感染拡大したウイルス（COVID-19）。

生活困窮者自立支援法

現に生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、就労など自立に関する相談や、住居の確保に必要な費用の給付など、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とした法律。

生活福祉資金

低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方を保護するための制度。家庭裁判所が成年後見人等を選任し、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な代理行為を行うとともに、本人の財産を適正に管理する。

た行

地域福祉

それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。地域で、普通（ふつう）に暮（く）らす仕組み（しくみ）を作ること。

地域福祉計画

社会福祉法第 107 条に規定され、それぞれの地域の実情に応じ、行政や保健・福祉等の関係機関と住民が一体となって支え合うことができる地域の仕組みづくりに取り組むための行政計画。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

地域福祉権利擁護事業

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方を対象に、利用者との契約に基づき、地域で安心して暮らせるように、福祉サービス利用援助を中心として、

日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等を行う事業。（日常生活自立支援事業）

地域福祉コーディネーター

住民や団体、関係機関と情報交換や連携しながら、住民による支え合いが広がっていくようお手伝いする「地域のつなぎ役」。

地域包括支援センター

介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」。

は行

8050 問題

80 代の親と、引きこもりの状態にある 50 代の子からなる世帯が抱えるさまざまな問題。

PDCA(ピーディーシーイー)

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

フードバンク・フードドライブ

まだ食べられる食品なのに、さまざまな理由で破棄されてしまう食品を集め、それを生活にお困りの方（世帯）等に活用する活動。

法人後見

社会福祉法人や NPO などの法人が成年後見人等になり、個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。民生委員・児童委員は、人格識見高く、広く地域の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある人など、民生委員法に定める要件を満たす人が委嘱される。



「ふくすけ」

国分寺市社会福祉協議会公式マスコットキャラクター

第4期国分寺市地域福祉活動計画(2022~2024)

『お互いに支え合い 助け合う国分寺をめざして~今 私たちに できること~』

発行年月:令和4年3月

発行:社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会

〒185-0003 東京都国分寺市戸倉四丁目14番地 国分寺市立福祉センター内

☎042-324-8311(代表)

ホームページ <https://www.ko-shakyo.or.jp/>

Facebook <https://www.facebook.com/kokubunjishakyo/>



(社協ホームページ)



(社協 Facebook)